

～中皮腫や肺がんなど、石綿による疾病の補填・救済について～

中皮腫や肺がんなどを発症し、それが労働者として石綿ばく露作業に従事していたことが原因であると認められた場合には、労災保険法に基づく各種の労災保険給付や石綿救済法に基づく特別遺族給付金が支給されます。

石綿による疾病は、石綿を吸ってから非常に長い年月を経て発症することが大きな特徴です。

中皮腫などでお亡くなりになられた方が過去に石綿ばく露業務に従事されていた場合には、労災保険給付等の支給対象となる可能性がありますので、まずはお気軽に最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください、

制度のご案内は厚生労働省ホームページでもご覧になれます。

→ <https://www.mhlw.go.jp/index.html>

●問い合わせ先

<大分労働局> (石綿による疾病の労災補償について)

〒870-0037

住所：大分市東春日町17-20大分第2ソフィアプラザビル

TEL：097-536-3214

<労災保険相談ダイヤル>

(労災保険給付などに関する一般的なご質問はこちらでも受け付けています)

TEL：0570-006031

(平日9:00～17:00)